

# 第1回

## 名取市地域公共交通活性化推進協議会

### － 【資料1】 地域公共交通計画について －

1. 地域公共交通計画とは.....	1
2. 本市において策定する趣旨・目的、計画の位置づけ.....	2
3. 本計画の計画期間.....	4
4. 本計画の見直し・効果検証について.....	5
5. 現時点で想定される計画への記載事項.....	6
6. 名取市地域公共交通活性化推進協議会について.....	7

令和4年6月2日

# 1. 地域公共交通計画とは

## 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープラン

- 地方公共団体が主体となって策定する法定計画  
(根拠法:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、地域公共交通活性化再生法))
- 「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文に相当
- 地域の旅客運送サービスの全体ビジョンや政策推進の観点を明確に提示
- “法定”の計画であることから、様々な事業推進の拠りどみころ
- 国の手引書では「地域公共交通政策の憲法」とも表現
- 計画策定は努力義務(作成に努めなければならない)

## 多様な輸送資源を最大限活用した地域旅客運送サービスの提供確保が目的

- 従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことが可能(※ 前身の地域公共交通網形成計画は公共交通に限った計画だった。)
- 「輸送資源の総動員」により持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保



図 地域旅客運送サービスのイメージ

## 2. 本市において策定する趣旨・目的、計画の位置づけ

### 計画の位置づけ

- 地域公共交通活性化再生法に基づく法定計画
- 名取市第六次長期総合計画の下位計画に位置付けられる
- 名取市都市計画マスタープラン等の都市整備に関する計画をはじめ、福祉や教育等の様々な分野の計画を関連計画として、計画内容を連携します

### なとりん号以外も含んだ地域旅客運送サービスに関する施策の方向性の提示

- 令和2年度・3年度に「なとりん号運行の見直し計画(案)」を策定
- 令和6年度になとりん号の幹線路線の再編、並びに生活路線に代わるデマンド交通を本格運行予定
- なとりん号の運行見直しを進めるうえでは、鉄道や路線バス、タクシー等の他の公共交通サービスやその他の輸送サービスとの連携による公共交通体系の最適化が必要不可欠  
＝将来にわたって持続可能な地域公共交通体系の構築
- 現状では、本市のなとりん号以外の交通の具体の事業・取組みの方向性を示すマスタープランが不在

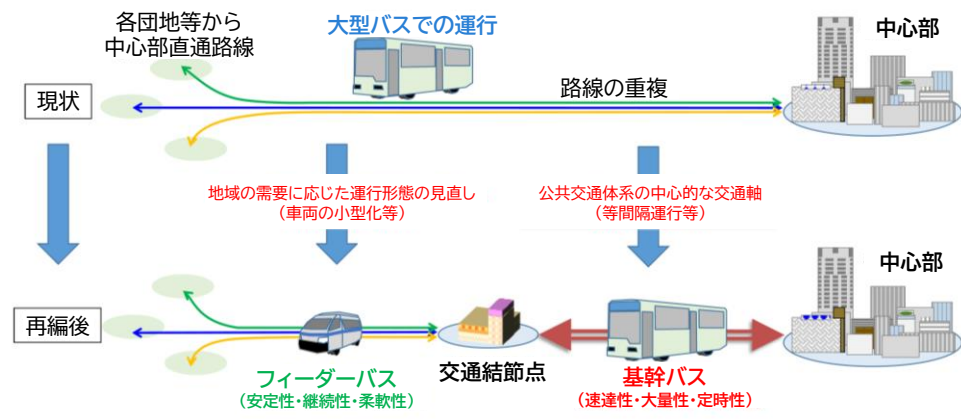


なとりん号の運行再編にあわせ、

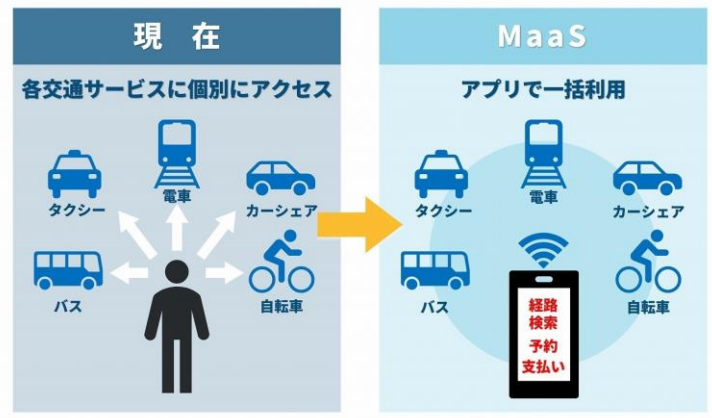
名取市の地域旅客運送サービスのマスタープランとして地域公共交通計画を策定

# 《参考》地域公共交通計画で位置づけられる施策の例

- 持続可能な移動手段の検討や導入に関する取組み
- 移動手段を維持するための取組み  
→ 幹線バス路線の補助やフィーダー路線の補助には本計画への位置づけが必要



- ICT技術を活用した移動の利便性向上 (MaaS: Mobility as a Service)



- バス等で宅配便等を運ぶ取組み (貨客混載)



- 公共交通利用に関する意識醸成 (モビリティ・マネジメント等)



- 交通モード間の結節強化 (バス停のハイグレード化等)



### 3. 本計画の計画期間

- 地域公共交通活性化再生法では、原則5年程度と記載
- 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版」(国土交通省、令和4年3月)では、計画目標や地域の実情に合わせた柔軟設定が可能  
EX) 上位・関連計画との整合、財政状況や関係者との合意形成に要する時間の考慮、事業実施による効果の発現時期等の考慮

**本市では、原則に沿って5年を計画期間として設定**  
**計画期間: 令和5年～令和9年**

- 計画の内容に関しては、計画期間中にモニタリング・評価して、必要に応じて見直しを実施

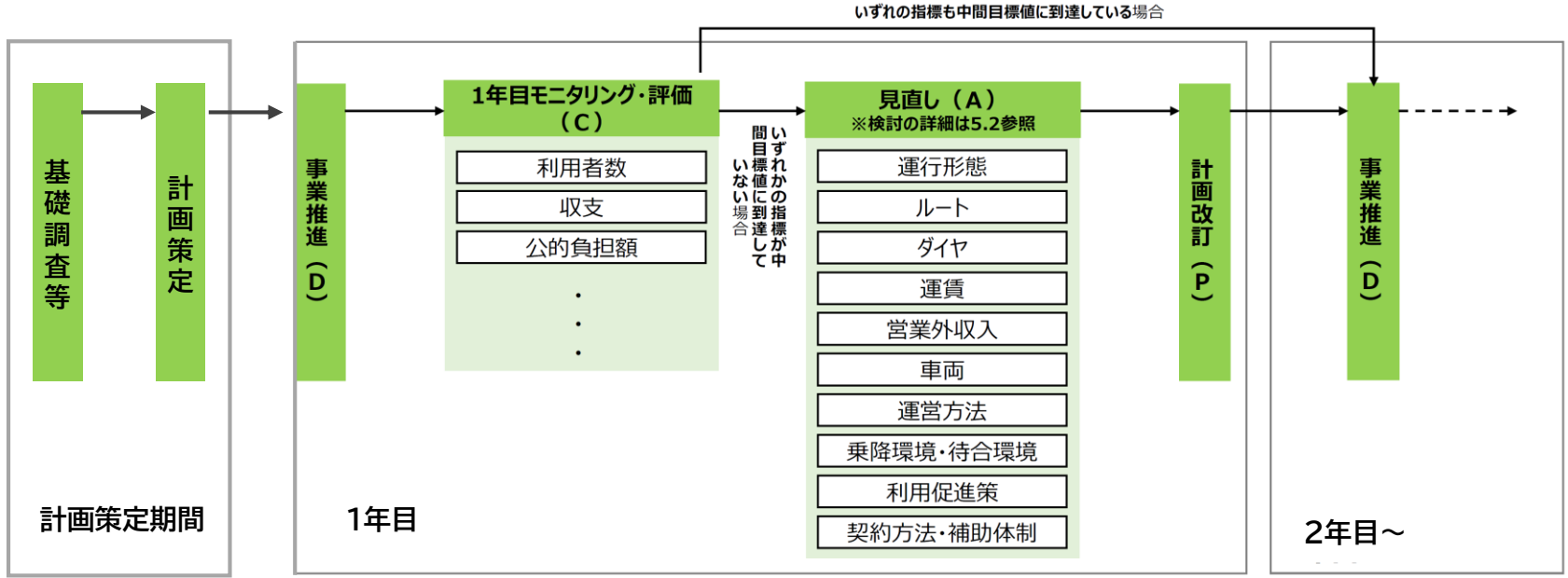


図 モニタリング・評価を踏まえた見直しのイメージ

# 4. 本計画の見直し・効果検証について

- 計画の内容に関しては、施策・取組み毎の“小さなPDCA”と計画全体の“大きなPDCA”で推進
- 小さなPDCAでは、施策・取組みを日々進めていく上での課題等を解決、改善策を検討して、取組みをブラッシュアップ
- 大きなPDCAでは、計画の目標を見据えた進捗管理や改善策を検討

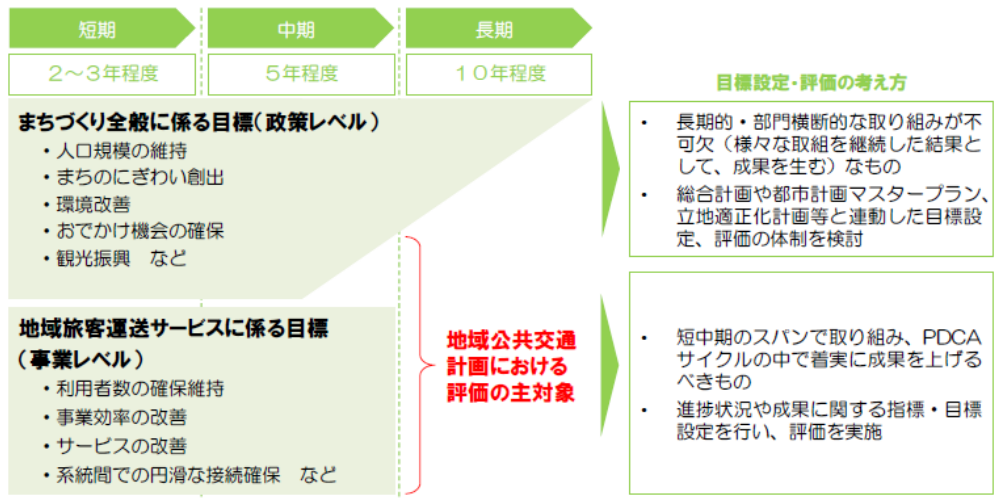
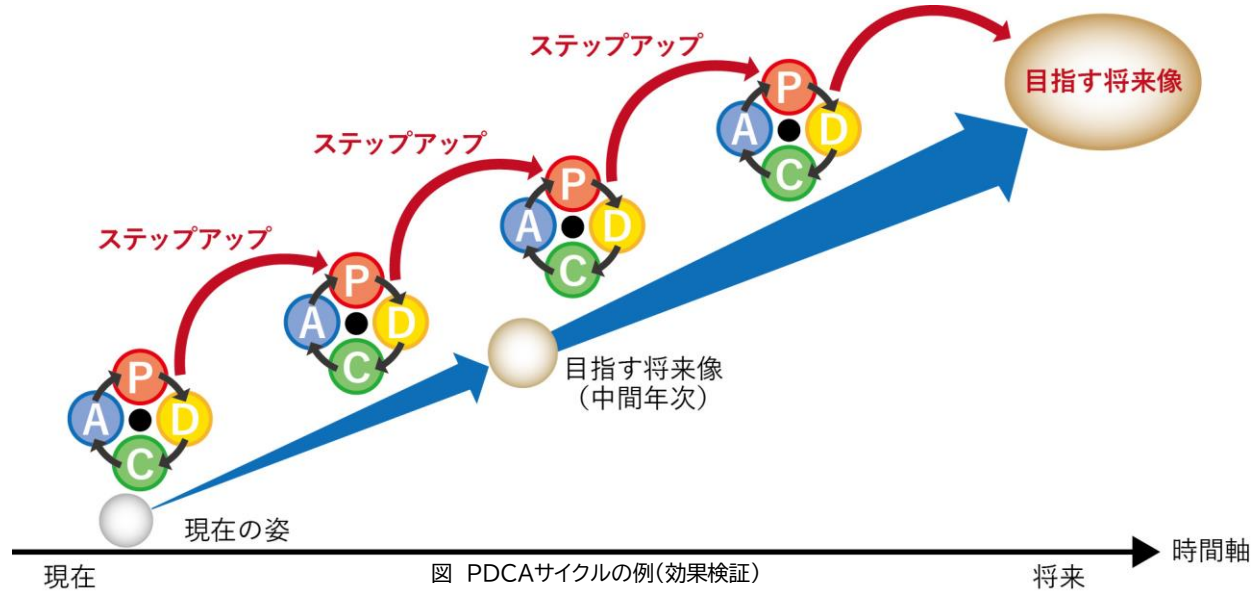


図 設定する評価指標のイメージについて

## 5. 現時点で想定される計画への記載事項

- 地域公共交通活性化再生法では、下記の項目の記載を設定
- 今年度内に記載事項を検討
- 宮城県内各市町村の策定内容を【資料3】で整理

法定の記載事項	概 要
①基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化</li><li>・ 取組みの方向性を設定</li><li>・ まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理</li></ul>
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定 ⇒本計画では、名取市全域を対象
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定
④事業・実施主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を設定</li><li>・ その実現に必要な事業・実施主体を整理</li></ul>
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針
⑥計画期間	原則5年程度⇒本計画では5年で設定
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載

# 6. 名取市地域公共交通活性化推進協議会について

## 法定協議会の設置

- 地域公共交通計画を策定するためには、法に定める構成員をそろえた会議体(法定協議会)の設置が必要
- 法定協議会に必要な構成員は右の通り
  - 地域公共交通にかかわる関係者が一堂に会して議論、計画案を承認

構成員(例)
地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
関係する公共交通事業者等
関係する自家用有償旅客運送者
関係する道路管理者
関係する港湾管理者
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
関係する公安委員会
住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者
学識経験者
その他地方公共団体が必要と認める者 → 隣接市町村、都道府県、運輸局、観光協会、商工会 等

## 法定協議会の役割

- 計画策定に関する協議・意見聴取、計画案の承認
- 計画策定後の進捗管理(モニタリング)
  - 計画制度と補助制度が連動(補助が必要なバス路線等を計画に位置付け、目標等を定めることで、補助金が交付される)
  - 原則として、法定協議会に対して補助が実施(補助金の受け皿としての機能)